

八頭町自治基本条例の 見直しに関する提言書

平成 28 年 10 月 20 日

八頭町自治基本条例検証委員会

1. はじめに

町民と町が情報を共有しながら、参画と協働によるまちづくりを推進し、町民主体の自治を実現するため、まちづくりの最高規範として平成 25 年 1 月 1 日に『八頭町自治基本条例』が施行されました。

条例施行から 4 年目を迎える中、本格的な人口減少社会の到来など、本町を取り巻く環境は変化しており、これまで以上に一人ひとりがまちづくりの主体として行動していくことが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、自治基本条例について検証作業を行いましたので、次のとおり提言いたします。

2. 八頭町自治基本条例の検討について

八頭町自治基本条例の見直しについては、条例第 33 条において、「町は施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例の内容について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。」と規定されており、この度、条例の内容が社会情勢に適合しているか、また、役割を十分に果たしているかなど、条例見直しに係る検討を行ったものであります。

3. 検証結果について

八頭町総合計画をはじめとする各種計画に基づき、様々な事業や取組みが展開されており、平成 27 年 3 月に策定された「第 2 次八頭町総合計画」においても、町民が主役のまちづくり（協働）が基本目標に位置付けられて、取組みが進められています。一方、自治基本条例は、施行から 3 年半余り経過しましたが、今後とも、町民・議会・行政がお互いに情報を共有し、参画と協働の実践を積み重ねていくことが肝要であると考えます。検証委員会において、条例の見直しについて協議を行いました。施行日以降、条例に影響を及ぼすような大きな社会情勢の変化は見られず、特段、改正する要素が散見されないことから、この度は『条例見直しは必要ない』との結論に達しました。

4. その他

(自治基本条例の普及啓発)

- * 町民が主体のまちづくりを継続していくためには、自治基本条例を広く町民に知ってもらう必要があるため、様々な方法により普及啓発を行うこと。
- * 「行政懇談会」等の住民参加型の事業を実施する際には、当該事業が自治基本条例にもとづいて行われている旨を、町民へ周知すること。

(情報の共有化)

- * 「行政と町民との意識の違い」は、行政から町民への情報提供が不十分であることが原因の一つと考えられます。広報紙、ホームページ、防災行政無線放送、ケーブルテレビ等を活用し、町民によりわかりやすく、的確な情報提供に努めること。

また、行政が地域に出向いて町の施策や状況を報告・協議する行政懇談会は、行政と町民が情報共有を図るために有効な手段と考えるので、資料提供等について配慮した取り組みを進めること。

(町民参加の推進)

- * 行政が審議会等の委員の公募やパブリックコメントの実施など、町政活動に町民参画を求める場合は、様々な手法を用いた積極的な周知、会議開催時間の配慮など、町民が参加しやすい環境を整えること。

最後に、八頭町自治基本条例の目的は町民主体の自治を実現することであり、引き続き、積極的に取り組まれることを期待します。そして、協働のまちづくりによる安心・安全で住み良い八頭町の発展を願いたします。

【検証委員会の開催状況】

日 時	内 容 等
平成 28 年 8 月 17 日	委嘱状交付 自治基本条例各条項の検証作業 見直しに関する提言書（案）検討
平成 28 年 9 月 29 日 ～ 平成 28 年 10 月 7 日	見直しに関する提言書（案）書面審議
平成 28 年 10 月 20 日	見直しに関する提言書の提出